

第23期 第4回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年8月26日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネットの間」

3 出席者

区分	職名	氏名
委員	会長	松本光明
	委員	田高利美
	〃	南谷雅人
	〃	佐京忠史
	〃	尾崎幸弘
	〃	坂岡正彦
	〃	関野稔
	〃	工藤徳康
	〃	木村正則
	〃	中居裕
	欠席委員	竹林雅史
	〃	富田由廣
	〃	宮野昭一
	〃	堤静子
	〃	赤松靖
県側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事 主幹 栽培・資源管理グループ 主幹 企画・普及グループ 技師 八戸水産事務所 水産普及課長 むつ水産事務所 副所長	野月浩 田澤亮 白川慎一 立田騎士 藤川義一 泉田哲志
事務局	事務局長 主幹専門員 技師	三橋潤一郎 長谷川清 傳法利行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

原案どおり指示を発動することに決定された。

議案第3号：東部海区管内におけるトドの採捕の指示について

原案どおり指示を発動することに決定された。

議案第4号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

原案どおり承認することに決定された。

議案第5号：令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について

原案どおり国に要望することに決定された。

5 議事の経過

会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第4回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第4回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件、報告事項2件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただきしておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

会長

それでは、関野委員と工藤委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明します。

資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして県の方から説明させていただきます。

めくっていただきて、2ページ目をまず御覧ください。

いつものように制限措置項目の主な内容、漁業種類、漁業を営む者の資格、許可又は起業を認可すべき船舶等の数等について説明させていただきます。

最初の2ページ目の漁業種類は、ほつきがい雑けた網漁業でございます。4段に分かれていますけども、上から順番に漁業を営む者の資格として、東共第7号共同漁業

権の組合員行使権者として、八戸みなと漁協で7隻。

2段目ですけども、こちらは、東共第9号の共同漁業権の組合員行使権者として、市川漁協で2隻。

3段目では、東共第11号共同漁業権の組合員行使権者として、百石町漁協として33隻。

そして、一番下の4段目ですけども、こちらは、東共第13号共同漁業権の組合員行使権者として、三沢市漁協で40隻となってございます。

続いて、3ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、しらうお機船船びき網漁業でございます。こちらも段に分かれていますけども上段ですけども、こちらの漁業を営む者の資格として

東共第12号共同漁業権の組合員行使権者として、百石町漁協で33隻。

2段目ですけども、こちらは東共第14号共同漁業権の組合員行使権者として、三沢市漁協で40隻。

一番下の3段目では、東共第8号共同漁業権の組合員行使権者として、八戸みなと漁協で1隻となってございます。

めくっていただきて、4ページから5ページを御覧いただければと思います。

こちらの魚種が、さめ固定式刺し網漁業でございます。4ページ目の分でございますけども、上段の方では、佐井村漁協の地区で5隻。下段ですが、こちらは奥戸漁協の地区で9隻となってございます。

続いて、5ページ目の方ですけどもこちらは、大間漁協で12隻となってございます。

こちらが4ページ、5ページの分のさめ固定式刺し網漁業ですが、まためくっていただきまして、6ページ目の方に目を移していただきて、6ページから7ページ、8ページの一部までいきますけども、こちらの魚種が、かれい固定式刺し網漁業でございます。

6ページでは、こちらは佐井村漁協の地区で6隻、7ページの上段ですけど、こちらは奥戸漁協の地区で8隻。7ページの下段では、大間漁協の地区で5隻となってございます。

続いて、まためくっていただきまして、9ページの方を御覧いただければと思います。9ページから10ページにかけて御覧いただければと思います。

こちらが、底建網漁業でございます。9ページ目の方は、大きく2段に分かれていますけども、上段では、こちらは関根浜漁協の地区で9人、同じく9ページの下段では、大畠町漁協の地区で5人。

ページをめくっていただきて10ページの方に移りますけども、中段のところでは、こちらは、石持漁協の地区で2人。

下段は、野牛漁協の地区で1人となってございます。

そして、最後の、同じく11ページ目を御覧いただければ、こちらの魚種が、たら

底建網漁業でございます。こちらは、佐井村漁協の地区で13人となってございます。
県の方からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

ないようですので、御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

御異議なしと認め、それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号 資料1を御覧願います。

これまでと同様に今年もサケ資源の繁殖増大を図るために指示を発して欲しいとする、県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

サケ資源の繁殖増大を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づく、別紙内容のサケの採捕制限等の委員会指示の発動をお願いします。

次に資料2の方を御覧願います。

今回の依頼をもとに作成した公示する予定の委員会指示案です。

前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第8号

漁業法第120条第1項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和7年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以降の内容は、県の依頼文に添付されたものと同じでございまして、昨年と年次が違うだけで、あとは同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

こちらの議案第2号につきましては、県の方からの説明はございません。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

ありませんですか。

御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第3号「東部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

この案件は、東部海区管内の沿岸に来遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関するもので、佐井村漁協に対しては、平成19年度から、また大畠町漁協に対しては、平成22年度から委員会指示による承認が行われております。

それでは、議案第3号 資料1を御覧願います。県農林水産部長からの依頼文です。件名と本文の方は、3行目から読みあげます。

トドの採捕にかかる委員会指示の発動について（依頼）

このたび、水産庁から、令和7年8月4日付け7水推第912号「令和7年度（トド年度）のトド採捕可能頭数について」にて、令和7年9月1日から令和8年8月31日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象海区及び青森県対象海区において480頭と示されました。

つきましては、本県における令和7年度（トド年度）のトド採捕数の上限を8頭とし、別紙（案）により漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いいたします。

次に資料2を御覧ください。

これは、県漁連他からの要請文でございまして、いずれも例年と同じ内容となっております。

続いて、資料3を御覧願います。

委員会指示案でございます。前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第9号

青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年○月○日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じであり、年次を改めた他は昨年の指示と同様となっております。

続いて、議案第3号資料4を御覧願います。

令和7年度トドの採捕事務取扱要領（案）でございます。

こちらも、年次を改めた以外は、昨年と同様の内容となっており、2ページ目の方に記載されております、「6 採捕数の制限」は、県依頼文のとおり、昨年同様の頭数8としております。

事務局からの説明は以上ですが、委員会指示の県報登載にあたり、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いします。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長

県から補足等がありましたらお願いします。

水産振興課 立田技師

はい、会長。

会長

はい、立田技師

水産振興課 立田技師

資料1の1ページを御覧ください。

本県のトドの採捕数の上限が8頭しておりますが、こちらは、昨年度と同様となっておりまして、北海道との協議により、こちらは取り決めているところでございます。

続いて、資料1の4ページを御覧ください。

こちらは、水産庁からの事務連絡となっておりまして、こちらの方に今年度のトドの採捕可能頭数について記載されているところでございます。

また、この採捕可能頭数に関しましては、同じく資料1の5ページからのトド管理基本方針の5、6ページにあります5のところですね。こちらの計画採捕数の設定というところで根拠が示されているところでございます。

続きまして、同じく資料1の11ページを御覧ください。

こちらは、令和7年度青森県トドの採捕等作業実施要領（案）となっております。

こちらにつきましては、トドの採捕・威嚇及び監視を行うための手続きを記載しているところです。委員会指示の発動後に指示番号等を記載して要領改訂されるものであるので、年度を訂正した他は、昨年度と、こちらは同様となっているところです。

続きまして、資料の方が少し飛んでいただいて、資料の5を御確認ください。

こちらは、昨年度のトドのシーズン、本県のトドのシーズンについてのトド・オットセイ確認状況及び漁業被害についてというところで資料を取りまとめていたところです。

こちらについては、トドのところだけを御説明させていただきます。

まず1の出現状況については、(1)のとおり、トドが、確認回数が1回で2頭。こちらは、外ヶ浜町の平館沖の底建網に2頭混獲されているというところがございました。

2の被害金額についての状況ですが、1で説明した混獲があったというところの底建網1ヶ統について直接被害及び間接被害が記載のとおりございました。

3の目視調査では、昨年度は、海獣類は確認されていなかったとしております。

4のトド採捕実績については、令和6年のシーズンは採捕実績なしとなっております。

次の裏のページを御覧いただいて、2ページの方に、こちら目撃地点と漁業被害が発生した場所、こちらを記載しておりますので、参考に御覧いただければと思います。

県からの補足説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

御異議なしと認め、それでは議案第3号については、原案どおり委員指示を発動することに決定します。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第4号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等に当たらない新規操業承認につきましては、資料3にありますとおり、青森県沖合海域におけるいか釣り漁業（総トン数5トン未満）の操業承認対象者等についての内規において、委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく必要があるとされております。

今回、資料1のとおり、大畠町漁協から1件の新規の申請がありました。添付しております申請理由書から漁業経営の安定を理由とするもので、また、漁協からの副申により着実な操業とそれによる本県の地域活性化等が見込まれると推察されます。

資料2の方を御覧願います。

令和6年度いか釣り承認件数と今年度の申請承認件数の比較ですが、表1の中ごろ、大畠町漁協の新規承認申請が2件となっております。これは、既に承認済1件と今回の1件を合計したものとなっております。

今回の申請1件を含め、県内船につきまして、東部委員会では252隻となっており、資料の方にはございませんが、西部委員会分152隻を加えて、本県全体で404隻となっております。

これは、内規で定めている枠数の490隻以内に収まる状況となっております。

以上のことから、事務局としましては、今回の申請について、水揚げを通して地域の活性化等、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できることから、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

県から補足説明があればお願ひします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

こちらの議案第4号につきましても、今、事務局長の方から説明があったとおりでございます。県の方からの補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第4号については、原案どおり承認することに決定します。

次に議案第5号「令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。議案第5号の資料を御覧ください。

この資料にありますとおり、要望提案事項案として、2件提案したいと考えております。

1件目の要望事項

「沿岸漁業と沖合漁業の調整について」は、前回と同じく継続の要望事項となります。

次の2件目

「太平洋クロマグロの資源管理について」は、項目としては、継続要望となります。が、前回要望しておりました広域漁調の新規承認につきましては、令和7年度である

程度新規承認があったということから、今回、削ることといたしまして、要望事項1としては、クロマグロによるいか釣り漁業への被害低減のための技術開発

2としては、漁業収入安定対策事業（強度資源管理タイプ）の継続を要望し

3として、遊漁における管理強化とライセンス制の導入を要望することとしております。

現在、広域漁調では、クロマグロ遊漁者の届出制について、令和8年度から、届出制を導入することについて検討しておりますが、これをもう一步進めました承認や許可といったライセンス制を導入し、より効果的な遊漁の規制を行って欲しいとするものでございます。

説明の方は以上でございますが、本日、御審議いただいた結果をもちまして、東日本ブロック会議で審議されることとなっております。

事務局からの説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

会長

それでは、御異議なしと認め、議案第5号については、そのように決定し、東日本ブロック会議に提出することにいたします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験についてを県から報告願います。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会長

はい、野月副参事

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、報告事項の1について補足説明させていただきます。

青森県東部海区海域まだら底はえなわ漁業試験についてということですけども、右上に報告事項資料1と記載した資料を御覧いただければと思います。

こちらの主な内容ですけども、試験受託者数が2名ということになっています他は、記載のとおり、記載されているとおりの内容でございます。

県の方からの報告は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委員

(「質問なし」)

会長

他に御質問もないようですので、続いて②の令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）を県から報告願います。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

会長

はい、白川主幹。

水産振興課 白川主幹

私の方からは、特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、補足説明させていただきます。

お配りしております報告事項資料の2を御覧ください。

県は、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和7年6月11日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要は、次をめくっていただいて、（別紙）不等量交換及び追加配分の内訳のとおり、30キログラム未満の小型魚は340.5トンから5.9トン増えて346.4トンへ。30キログラム以上の大型魚は685.8トンから98.4トン増えて784.2トンとなっております。

別紙を御覧ください。

まず、小型魚から大型魚へ変換する不等量交換については、協定管理委員会からの回答に基づき、今回、小型魚43.5トンを大型魚63.9トンに振り替えてます。

また、追加配分の内訳といたしまして、小型魚については、繰越12.4トン、消化率メリット措置として9.3トン、国留保からの配分として33.8トン、未報告分としてマイナス6.1トンとなっております。

また、大型魚については、繰越50.8トン、譲渡メリット措置として29.6トン、消化率メリット措置として3.6トン、国留保からの配分等として41.1トン、未報告分に係る控除として、マイナス90.6トンが差し引かれて国から本県に配分されています。

譲渡メリットや消化率メリット及び国留保からの配分等の詳細な計算方法については、参考にございます、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領を御覧ください。

なお、この計画の変更については、法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮詢せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け青水振第1252号で貴委員会に諮詢し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

以上です。

会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委員

(「質問なし」)

会長

御質問もないようですので、それでは、本日予定していた議事を全て終了し、これをもちまして第23期第4回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

ここで県側に意見、質問等があればお願ひします。

終了 午後2時